

平成 29 年度 信濃町職員採用試験実施要領

受付期間	平成 29 年 7 月 18 日（火）～平成 29 年 8 月 16 日（水）
第 1 次試験（行政職・保育士）	平成 29 年 9 月 17 日（日）
第 1 次試験（理学療法士 ・作業療法士）	平成 29 年 9 月 1 日（金）～平成 29 年 9 月 15 日（金） の期間内
第 2 次試験	平成 29 年 10 月中旬（予定）

I 試験の種類、職種及び採用予定人員

試験の種類	職 種	採用予定人員
中級・初級	行 政	若干名
	保育士	若干名
	理学療法士 ・作業療法士	若干名

II 受験資格等

1 中級行政

短期大学卒業以上または平成 30 年 3 月までに卒業見込みの人（学校教育法第 82 条の 2 に掲げる専修学校において、修学年限が 2 年以上の専門課程を卒業した人または卒業見込みの人を含む。）で、昭和 59 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた人で、平成 30 年 4 月 1 日以降信濃町に住所を有することができる人、または通勤が可能な人

2 初級行政

高等学校卒業または平成 30 年 3 月までに卒業見込みの人（高校卒業程度認定試験に合格した人を含む。）で、昭和 59 年 4 月 2 日から平成 12 年 4 月 1 日までに生まれた人で、平成 30 年 4 月 1 日以降信濃町に住所を有することができる人、または通勤が可能な人

※障害の程度が 6 級以上の身体障害者手帳の交付を受け、かつ、自力通勤及び介護車なしでの職務遂行が可能な人で、初級または中級行政を受験する人は、年齢の上限を昭和 57 年 4 月 2 日からとする。

3 保育士

保育士の資格を有する人（平成 30 年春までに、当該資格を取得する見込みの人）で、昭和 59 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた人で、平成 30 年 4 月 1 日以降信濃町に住所を有することができる人、または通勤が可能な人

※受験資格に定める資格を取得見込みの人で、平成 30 年春までに当該資格を取得しなかった場合は、任用資格を失います。

4 理学療法士・作業療法士

理学療法士または作業療法士の資格を取得してから 2 年以内の人（平成 30 年春までに、当該資格を取得する見込みの人）で、平成 5 年 4 月 2 日以降に生まれた人

※受験資格に定める資格を取得見込みの人で、平成 30 年春までに当該資格を取得しなかった場合は、任用資格を失います。

※次に該当する人は、受験できません。

- (1) 成年被後見人または被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

III 試験の日時、会場及び方法等

1 第一次試験（中級・初級行政、保育士）

①日時及び会場

- (1) 中級・初級行政職及び保育士

日 時 平成 29 年 9 月 17 日（日） 午前 8 時 15 分から受付（試験は午前 9 時）
場 所 信濃町役場 2 階 第 1・2 会議室
長野県上水内郡信濃町大字柏原 428 番地 2

- (2) 理学療法士及び作業療法士

日 時 平成 29 年 9 月 1 日（金）～9 月 15 日（金）までのうち 1 日
午前 9 時から午後 5 時までの業務時間内。ただし、土日を除く。
場 所 町立 信越病院
長野県上水内郡信濃町大字柏原 380 番地 電話 026-255-3100

②試験の方法

- (1) 中級・初級行政職員及び保育士

○教養試験（2 時間・40 題）（対象：行政職・保育士）

社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能

○職場適応性検査（20 分・120 題）（対象：行政職・保育士）

職場への適応性を職務や対人関係に関連する性格面からみるもの

○事務適正検査（10分・100題）（対象：行政職）

事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみるもの

○専門試験（1時間30分・30題）（対象：保育士）

社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む）、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健に関する一般知能

○試験終了予定時刻

行政職 午後1時頃を予定

保育士 午後3時頃を予定

(2) 理学療法士または作業療法士

信越病院内の診療場所にて患者様の評価・治療報告をしていただき、その対応力について審査します。(服装及び持ち物については、実習時と同程度とします。)

(3) 第一次試験結果発表

平成29年10月初旬までに、受験者全員に合否の結果を通知します。

2 第二次試験

(1) 日時及び会場

平成29年10月中旬に行います。その日時及び会場は、第1次試験合格者に通知します。

(2) 方法

○ 作文試験（60分） 一般的事項等についての作文試験

○ 口述試験（15分程度） 個別面接による

(3) 第二次試験結果発表

平成29年10月下旬までに、受験者全員に合否の結果を通知します。

IV 最終合格者の決定及び発表

第一次試験、第二次試験の結果に基づいて、内定者を決定し、平成29年12月初旬までに合格者に通知します。

V 採用予定日

平成30年4月1日の採用となります。

VI 給与

試験の種類	初任給	経験等ある方 (2年経験)
初級行政	146,100円	155,800円

中級行政	158,800円	172,900円
保育士	158,800円	172,900円
理学療法士・ 作業療法士 (3年生短大卒の場合)	173,200円	186,800円

一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給されます。

通勤、住宅、扶養、期末勤勉手当なども、条例・規則により支給されます。なお、経験を有する人は、一定の基準により、これより高い初任給が支給されます。

Ⅶ 受験手続

- (1) 所定の受験申込用紙(町ホームページにも掲載します。)に本人が必要事項を記入し、下記の書類と一緒に信濃町総務課に持参または郵送してください。

○申込時に添付する書類

- ① 履歴書(写真も添付してください。)
- ② 写真1枚(ヨコ3.5cm×タテ4.5cm程度で6か月以内に撮影したもの)
※受験票に添付するため、履歴書に添付した写真のほかに必要です。
- ③ 卒業を証明できるもの(卒業証書の写しまたは卒業証明書等)
- ④ 所持免許・資格の写し(取得見込みの人は除く)

- (2) 受付期間及び受付時間

①受付期間

平成29年7月18日(火)から平成29年8月16日(水)まで

②受付時間

日曜日、土曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
なお、郵送の場合は、8月16日(水)必着を有効とします。

③採用試験実施通知

8月下旬に申込者に受験票を郵送します。9月11日(月)までに届かない場合は、庶務係担当までお問い合わせください。

Ⅷ その他

提出された履歴書等はお返しいたしません。提出いただきました試験に伴う個人情報につきましては適正に保護・管理いたします。不明な点は、下記にお問い合わせください。

Ⅸ お問い合わせ先

〒389-1392 長野県上水内郡信濃町大字柏原428番地2
信濃町総務課庶務係(担当:小林)
TEL 026-255-3111 内線 231